

## 施策項目5

# 特別支援教育の推進

### 施策の方向性 ～10年後を見据えて～

- 共生社会の形成に向けて、幼・小・中・高校等においては、特別支援学校との連携により、子どもの障がいの状態等に応じた教育力を高めるとともに、特別支援学校においては、障がいの状態等に応じた指導や重複障がいのある子ども、医療的ケア\*が必要な子どもへの指導の充実を図るほか、新たな時代に対応した専門教育・職業教育を推進するなど、連続性のある多様な学びの場の充実に努めます。
- 特別な支援が必要な子どもやその保護者が、乳幼児期から学齢期、社会参加に至るまで、地域で切れ目のない支援を受けられるよう、保健、医療、福祉、労働等との効果的な連携体制を構築し、一人一人の教育的ニーズに応じた支援体制の整備を推進します。
- 全ての教員が障がいの特性の理解の下、一人一人の子どもの実態に応じた指導法などに関し専門性の向上に努めるとともに、障がいの状態や心身の発達の段階等を踏まえて、特別な支援を必要とする子どもが各教科等の学習の効果を高めたり、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服することができるよう ICT を活用した教育を推進します。

### 主な取組

- **小・中・高校等における障がいのある子どもの学びの場の充実**
  - ・ 共生社会の形成に向けた「交流及び共同学習」の更なる充実
  - ・ 特別支援学級や通常学級等の多様な学びの場における一人一人の障がいの状態等に応じた指導や支援の充実
  - ・ 特別支援学校の専門性を活かした小・中・高校等への支援や実践的な研修による指導力の向上
- **特別支援学校における教育の充実**
  - ・ 学校間連携による専門性の高い情報の共有や ICT の活用等による多様化する幼児児童生徒の教育的ニーズに応じた指導の充実
  - ・ 知事部局や関係機関との連携や ICT を活用した在宅就労など多様な働き方を視野に入れた就労支援や進学指導等、キャリア教育、進路指導等の充実
  - ・ 北海道の広域性や時代の変化に対応した特別支援学校の教育環境の体制整備
- **切れ目のない一貫した指導や支援の充実**
  - ・ 特別支援学校等との連携による市町村教育委員会に対するきめ細かな就学相談体制等の充実に向けた支援
  - ・ 個別の教育支援計画\*を活用した教育、家庭、医療、保健、福祉、労働等の関係機関との連携の促進
  - ・ 全ての学校における医療的ケア実施体制の整備の促進

## 関連する主な SDGs の目標

3

すべての人に  
健康と福祉を



4

質の高い教育を  
みんなに



8

働きがいも  
経済成長も



10

人や国の不平等  
をなくそう



17

パートナーシップで  
目標を達成しよう



### ○ 全ての教員の特別支援教育に関する専門性の向上

- ・ 全ての教員を対象とした障がいの特性等に関する研修等による基礎的な知識に関する理解の促進
- ・ 特別支援学校教員に対する幅広い知識・技能の習得等による指導能力の育成
- ・ 学校内外の専門家や関係機関と連携した研修等による教員の専門性の向上

### ○ ICT の活用等による教育の質の向上

- ・ 子どもたち一人一人の障がいの状態等に応じた ICT を活用した授業改善の推進
- ・ 最新技術やオンデマンド教材等の活用による訪問教育を受ける子どもへの効果的な学習の推進
- ・ 幅広い分野の専門家と連携した研修等による教員の ICT 活用スキルの向上
- ・ 地域と連携した読書に親しむ環境づくりの推進



- ・ ICT の活用による指導の充実及び教員の情報活用能力の向上
- ・ ICT を活用した学校間や関係機関との連携による情報共有
- ・ 児童生徒の自立や社会参加に向けた取組及び職業教育などへの ICT の活用

### 【推進指標】

指 標	現状値	目標値(R9)
通常の学級における特別な支援を必要とする児童生徒の「個別の教育支援計画」を作成している割合	67.7% (R3)	100%
特別支援教育に関わる校内研修を毎年度実施している学校の割合	65.0% (R3)	100%
特別支援学校高等部第3学年において、就職や進学を希望する生徒の割合	35.2% (R3)	46.0%
これまでに医療的ケアに関する基本研修を受講した特別支援学校教員の割合	16.8% (R4)	35.0%
読書活動に関して地域と連携した取組を行っている特別支援学校の割合	31.3% (R4)	70.0%

特別支援教育課



社会教育課



担当課 HP

#### ●医療的ケア

学校や自宅などで日常的に継続して行われる、たんの吸引や経管栄養、気管切開部の衛生管理、導尿、インスリン注射などの医行為を指す。入院や通院で行われる病気治療のための医行為は含まない。

#### ●個別の教育支援計画

障がいのある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて、医療、保健、福祉、労働等の関係機関が連携協力を図り、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業まで一貫した適切な指導と必要な支援を行うために教育機関が中心となって作成する支援計画。